

(18) X線回折装置、蛍光X線分析装置の保守点検業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	蛍光X線分析装置とは、鑑定資料にX線を照射することにより元素特有のX線を(=蛍光X線)を発生させ、それを検出してグラフ化することにより、全元素に対する含有の有無とその元素の含有量を知る装置である。X線回折装置とは、鑑定資料に一定波長のX線を照射させ、回折(反射)されたX線の位置や強弱からその物質の成分を調べる装置である。
契約の方法	1者随意契約
契約期間	平成15年6月18日から平成16年2月28日
契約金額	15,482,588円
担当部署	教育委員会学校施設課

監査の結果

不合格判定の消防用ホースの点検が不経済支出となっているもの

消防法改正によって、平成15年度から、年2回(上期、下期)の消防用ホースの耐圧性能点検が新たに加えられた。

平成15年度、上期(平成15年9月)に1,452本のホースの点検を行い、このうち326本が不合格になった。

この不合格ホースのうち27本は交換したもの、ホース生産が間に合わず、299本は交換されないまま下期の点検を行った。

このため、下期(平成16年2月)においては、上期点検で不合格となりその後交換できなかった299本について、点検が実施されたもののすべてが不合格であった。

一旦不合格の判定が出たホースについて、点検委託したことによる費用の支出が不経済なものとなっており適切でない。

積算根拠を明確にすべきもの

予定価格は、業者が提示する3種類の保守点検サービスメニュー(Aコース(3,984,000円)：定期点検+保守作業+部品保証、Bコース(2,528,000円)：定期点

検+保守作業、Cコース(1,666,000円)：定期点検のみ)から選択する形をとっており、Aコース提示額4,145,400円(消費税込み)から値引き交渉をし、3,570,000円を予定金額とし同額で契約している

しかしながら、契約額の妥当性の根拠となる積算は行われていない。保守点検にかかる人件費、部品交換費用、部品耐用年数のデータを蓄積し、検証することにより的確な積算をすべきである。

(単位：円)

(19) 甲府養護学校他消火栓設備等保守点検委託

委託の種別	建物管理委託
委託業務内容	本県の所有管理する甲府養護学校や県立高校等の施設49カ所における消防法に基づく消火栓点検業務を委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	社団法人 消防設備協会
契約期間	平成15年6月18日から平成16年2月28日
契約金額	15,482,588円
担当部署	教育委員会学校施設課

(20) 県有競技用馬飼育管理委託

委託の種別	事務処理委託
経緯	(財)山梨県馬事振興センターは、県が40%を出資する財団法人で、県は同センターに対して管理運営費の助成として、年間の支出額と収入額の差額を補助している。助成の対象は人件費、施設管理費、一般管理費等である。
委託業務内容	この業務は、県が所有する競技用馬七頭の飼育管理等を(財)山梨県馬事振興センターに委託しているもので、昭和62年より実施されている業務である。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財)山梨県馬事振興センター
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	28,040,000円
担当部署	教育委員会 スポーツ健康課

監査の結果

予定価格の積算を適切に行うべきもの

この業務の委託状況は次のとおりである。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	(財)山梨県馬事 振興センター	(財)山梨県馬事 振興センター	(財)山梨県馬事 振興センター	(財)山梨県馬事 振興センター	(財)山梨県馬事 振興センター
契約方式	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約額	28,067,000円	28,888,000円	28,953,000円	28,446,000円	28,040,000円

県有競技用馬飼育管理委託料の積算についての担当者の説明によると、人件費(18,712,561円)、退職手当積立金581,624円)、飼育費他(8,745,815円)合計(28,040,000円)と算定したことである。
 しかし、県が同センターに委託した業務は、競技用馬7頭の飼育管理であり、それに要する費用の積算としては疑問が残る。
 委託料の算定は、これらの馬の飼育にかかる費用を実際の飼育状況を基礎に人件費単価、諸経費等を積み上げて算定すべきものであり、委託すべき業務の範囲等基本に立ち返っての見直しが必要と考える。

(21) 博物館収蔵資料のカード作製業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	平成17年10月開設予定の山梨県立博物館に収蔵する資料のカード作製業務の委託である。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財)山梨文化財研究所
契約期間	平成15年12月9日から平成17年6月30日
契約金額	27,854,662円
担当部署	教育委員会博物館建設室

監査の結果

業務委託の設計が適切を欠くもの

平成17年10月開設予定の山梨県立博物館の予定収蔵品数は、約20万点である。うち12万点は、山梨県立美術館、山梨県立図書館からの保管転換で受け入れる収蔵品であるため、カード・目録への整理はすんでいる。

この委託は、残りの8万点についての作業委託である。

1者随意契約とした理由として、(財)山梨文化財研究所(帝京大学内に事務局)はある。)以外に本件業務を行なうことができないとしている。

しかしながら、山梨県立美術館、山梨県立図書館で作成したカード・目録を博物館の整理カード・目録として受け入れていることを考えると、(財)山梨文化財研究所でなくとも、博物館で受け入れることのできるカード・目録の作成はできるものと考えざるを得ず、また、県財務規則第137条第3項の「特別な理由がある場合」に該当するとしているのみで、何が特別な理由なのかの説明がされていない。

また、平成12年度からは、学芸員を先行して採用し、平成15年度時点では既に10名の学芸員が在籍すると考えると、直営でのカード化・目録作成作業の可能性もあったのではないかとの疑問を払拭することができない。

業務委託の設計に当たっては、既に博物館の管理要員が確保されている状況を踏まえて直営での処理の可能性を検討し、真に必要と判断できる場合にのみ委託の扱いとするものでなければならない。

2 契約書式

(1) 山梨県ナースセンター事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	ナースセンター事業として、①ナースセンター推進事業、②ナースバンク事業、③看護の心普及事業、④訪問看護支援事業、⑤看護職員リフレッシュ研修事業、⑥看護職員確保対策連絡協議会の運営を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社)山梨県看護協会
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	22,483,891 円
担当部署	福祉保健部医務課

監査の結果

① 契約書に要綱及び要領を添付すべきもの

県は、ナースセンター事業について（社）山梨県看護協会が「看護師等の人材確保の促進に関する法律」によって都道府県ナースセンターとして指定されていることから、同看護協会と 1 者随意契約を締結している。

ところで、この契約書において、「業務執行の基準として、山梨県ナースセンター委託事業実施要綱及び職業安定法を遵守し、適正に行わなければならない。」(第 10 条)、と定めているが、契約書にこの委託事業実施要綱は添付されていない。

しかしながら、この委託事業実施要綱及び同要領は、その内容をみると事業実施に当たっての事業指針及び具体的な詳細事項を示したもので契約を的確に履行させるためには重要な業務指示書であるにもかかわらず、これが契約書に添付されていないのは適正でない。

この事業実施要綱及び同要領は、実際の契約事務の執行に当たっては、契約者双方にとって既知であり当然の前提としているが、契約の履行確認は、契約書及びその添付書類によって行われることから当該委託事業の実施に遗漏がないよう又要綱及び要領を契約書に添付すべきである。

② 契約に従って全体の事業実施報告書を提出させるべきもの

(社) 山梨県看護協会は、委託事業終了後速やかに事業実施報告書及び事業委託費精算書を作成し山梨県に提出するものとされ、この書類によって委託料を精算するものとしている。

平成 15 年度事業実施報告書 (H16.4.1) の内容についてみると、ナースバンク事業

の一部の報告書しか提出されていない。

しかしながら、個別の事業によっては講習会、研修会、相談会の開催回数・日数によって講師謝礼も異なり、また看護職員リフレッシュ研修会では参加人数によって宿泊費も違ってくることからナースセンター事業の一部の実施報告を以って委託料を精算することは適正でない。

事業実施計画及び事業の収支に関する事項について「事前に協議し、その承認を受けなければならない」とされていることから、事業実施報告書及び収支計算報告書を事前協議・承認の関係書類と対比して事業実績を表すなど報告内容に遺漏のないよう提出させるべきである。

(2) 障害児(者) 地域療育等支援事業委託	
委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で、①在宅支援訪問療育等支援事業、②在宅支援外来療育等支援事業、③地域生活支援事業、④施設支援一般指導事業を行う。
契約の方法	1者随意契約
*障害児福祉団体ごとに、毎年度知事が指定した施設とする。	
契約の相手	①(社福)三富福祉会、(社福)美咲会、(社福)清長会 ②(社福)くにみ会、(社福)山梨福祉事業団
契約期間	① 平成15年4月1日から平成16年3月31日 ② 平成15年10月1日から平成16年3月31日
契約金額 (単価契約)	要綱基準単価：①在宅支援訪問事業(1件)7,360円、②在宅支援外来療育等指導事業(1件)2,980円、③地域生活支援事業(月)559,200円、④施設支援一般指導事業(1件)22,800円
担当部署	福祉保健部障害福祉課

監査の結果

① 契約書において契約額を明記すべきもの

障害児(者)地域療育等支援事業委託契約において、委託料は、「甲は、乙に対し委託事業の実施に要する経費として、実施要綱第7に定めるところにより算定した額の委託料を支払うものとする。」(第3条第1項)として、契約額を具体的な金額で明記している。

実施要綱第7として示された「山梨県障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱」では、「社会福祉法人に委託する場合の委託料は、別途知事が定める算定に関する基準により算定した額とする。」として基準単価を示している。

しかしながら、契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項(契約の目的、契約金額、履行期限等)を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものはこれを添付しなければならない(山梨県財務規則第105条)、とされていることから、契約額を契約書に明記していないことは適正でない。

契約額は、契約を取り交わす上で重要な要素である。年度当初の契約において平成14年度の国庫補助単価を契約単価として締結していることから、契約書に添付されていない実施要綱に委任することなく、当該単価を契約書に明記すべきである。

② 契約書に実施要綱を添付すべきもの

障害児(者)地域療育等支援事業委託契約は、障害児(者)地域療育等支援事業の実施につき山梨県障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱に基づいて委託契約を締結する、としている。

また、この契約は、委託事業の内容、委託契約額、事業実施計画書様式、実施状況の報告様式及び事業実績報告書様式等ほぼ全般にわたって具体的な仕様内容を当該実施要綱に委任しているが、当該実施要綱は当然に契約の相手方を拘束するものである、として契約書には添付されていない。

しかしながら、一般的に要綱等は、内部的規則であって補助金交付決定にあっても条件として付きない限り外部的拘束力がないとされ、かつ、当該実施要綱が仕様書の役割を持っていることからみると、委託契約書に実施要綱を添付していないのは適正でない。

契約書では契約の基本的事項を示し、詳細な事項については仕様書あるいは要綱、要領などで具体的に示すことによって契約内容に遗漏のないようにするものであることから、当該実施要綱を契約書に添付すべきである。

(3) 知的障害者生活支援事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	知的障害者通勤寮等に知的障害者生活支援センターを設け、地域において生活している知的障害者の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行う。
契約の方法	1者随意契約 ＊障害者福祉圏域において、毎年度、知事が実施施設を指定し、生活支援センターを設置する。
契約の相手	(社福)八ヶ岳名水会、(社福)山梨県手をつなぐ親の会、(社福)山梨ライトハウス、(社福)ムーブ
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日 (社福)ムーブ：平成15年12月1日から平成16年3月31日
契約金額	5,180,400円×3=15,541,200円 (社福)ムーブ：1,726,800円
担当部署	福祉保健部障害福祉課

監査の結果

① 契約書に契約額を明記すべきもの

・知的障害者生活支援事業契約において、委託料は、「甲は、乙に対し委託事業に要する経費として、実施要綱第9に定める方法により算定した額の委託料を支払うものとする。」(第3条第1項)として、契約額を具体的な金額で明記していない。また、実施要綱第9として示された「山梨県知的障害者生活支援事業実施要綱」では「在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金交付要綱」に基づき算定した委託料の額を限度とする、として明確な額を示していない。

しかしながら、「契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項(契約の目的、契約金額、履行期限等)を記載した契約書を作成し、設計書又は仕様書を要するものはこれを添付しなければならない。」(山梨県財務規則第105条)とされていることから、契約額を契約書に明記していないことは規則違反であり、適正でない。

契約額は、契約を取り交わす上で重要な要素である。年度当初の契約において平成14年度の国庫補助単価によって契約額を算定し、契約を締結していることから当該算出金額を契約書に明記すべきである。

② 契約書に実施要綱を添付すべきもの

知的障害者生活支援事業契約は、知的障害者生活支援事業の実施につき山梨県知的

障害者生活支援事業実施要綱に基づいて委託契約を締結する、としている。

また、この契約書は、委託事業の内容、委託契約額、事業実施計画書様式、実施状況の報告様式及び事業実績報告書様式等ほぼ全般にわたって、具体的な仕様内容を当該実施要綱に委任しているが、当該実施要綱は当然に契約の相手方を拘束するものである、として契約書には添付されていない。

しかしながら、一般的に要綱等は、内部的規則であって補助金交付決定にあっても条件として付さない限り外部的拘束力がないとされ、かつ、当該実施要綱が仕様書の役割を持っていることからみると、委託契約書に実施要綱を添付していないのは適正でない。

契約書では契約の基本的事項を示し、詳細な事項については仕様書あるいは要綱、要領などで具体的に示すことによって契約内容に遺漏のないようにするものであることから、当該実施要綱を契約書に添付すべきである。

(4) 保育士登録業務委託契約

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	保育士証交付・保育士証書換交付・保育士証再交付業務、保育士の資格喪失に係る業務及び手数料の収納業務を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社福)日本保育協会
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額(単価契約)	1件当たり単価:新規交付3,528円、書き換え交付1,344円、再交付924円(支払実績額11,682,552円)
担当部署	福祉健康部児童家庭課

監査の結果

手数料の収納委託について県公報で告示すべきもの

山梨県は、保育士登録業務委託契約において保育士登録業務の委託と併せて手数料(保育士登録申請手数料4,200円、保育士登録証書換手数料1,600円、保育士登録証再交付手数料1,100円)の収納についても併せて委託している。
しかしながら、(社福)日本保育協会に手数料の収納を委託した旨を告示し、かつ、納入義務者の見やすい方法による公表(自治法243条及び施行令158条2項)を行っていないのは適正でない。

山梨県公報で告示すべきである。

3 審査・指導・検査

(1) 心身障害者小規模作業所支援事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	山梨県緊急地域雇用創出特別基金事業に伴う心身障害者小規模作業所支援事業として、①通所する心身障害者への作業指導、②作業所における受託事業の新規開拓、③作業所と地域住民との交流会の企画・開催を実施する。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社福)山梨県障害者福祉協会
契約期間	平成15年8月1日から平成16年2月29日
契約金額	11,226,915円(変更額6,488,778円)
担当部署	福祉保健部障害者福祉課

心身障害者小規模作業所支援事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	山梨県緊急地域雇用創出特別基金事業に伴う心身障害者小規模作業所支援事業として、①通所する心身障害者への作業指導、②作業所における受託事業の新規開拓、③作業所と地域住民との交流会の企画・開催を実施する。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	山梨県手をつけなぐ育成会
契約期間	平成15年8月1日から平成16年2月29日
契約金額	19,355,580円(変更額13,597,003円)
担当部署	福祉保健部障害者福祉課

監査の結果

前払方法の改善及び事業計画の正確性について検討すべきもの

心身障害者小規模作業所支援事業は、山梨県緊急地域雇用創出特別基金事業実施要綱に基づく雇用・就業機会の創出を図るために委託事業として実施している。

県は、この委託事業を実施するために(社福)山梨県障害者福祉協会と山梨県手をつけなぐ育成会と委託契約(福祉協会11,226,915円、育成会19,355,580円)を締結している。

受託者は、それぞれ11か所及び19か所の心身障害者小規模作業所にそれぞれ1人の失業者をヘルパーとして派遣するための一連の就労斡旋等事務手続を集約して行っている。

契約では、受託者の両団体の財政基盤が極めて脆弱であるため人件費(ヘルパーの賃

金)等の支払いを速やかに行えるように前金払いすることとし、(社福)山梨県心身障害者福祉協会に対しては1回(H15.9.10)全額、山梨県手をつなぐ育成会に対しては2回(H15.9.10、同11.27)に分けて前払いを行っている。
 しかしながら、次のとおり、両契約とも契約期間終了直前において契約変更を行い、大幅な契約額の変更(34.3%減)を行い、返還(10,496,714円)させているのは資金の効率的運用の面からみて妥当でない。

(単位：円)			
契約変更日	契約の相手	当初契約額A	変更契約額B
H16.2.27	障害者福祉協会	11,226,915	6,488,778
H16.2.27	手をつなぐ育成会	19,355,580	13,597,003
計		30,582,495	20,085,781
			10,496,714

委託契約額(30,582,495円)の大部分が失業者をヘルパー派遣するための人件費(81.2%)であることから、委託事業の当初から多くの資金が必要ではなく、30作業所(11作業所+19作業所)に30人を派遣するとしても、最低限、月当たり相当額(4,140,000円=@6,900円×20日×30人)程度の資金の前払いを賃金の支払いは十分貽えるはずである。
 両団体の失業者への賃金支払いに支障を来たさない程度に、前払いを行うとともに事業計画の正確性・実現性を確保できるよう契約すべきである。

(2) 清里の森文化振興業務委託	
委託種別	事務処理委託
委託業務の内容	「森の音楽堂」を利用した行事ならびに「森の工房」を利用した木工教室及び陶芸教室の実施に関する業務を県の第三セクターである株式会社清里の森管理公社に委託したものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	株式会社清里の森管理公社
契約期間	平成15年5月1日から同15年10月31日
契約金額	15,569,400円
担当部署	森林環境部県有林課

監査の結果

実績報告書の見直しをすべきもの

契約金額の明細は、以下のようになっている。

人件費	8,740,000	運営費	675,000
出演料	1,990,000	食糧費	220,000
交通費	355,000	水道光熱費	1,409,000
広告宣伝費	1,033,000	管理諸費	276,000
運搬費	130,000	消費税	741,400

実績報告書をみたところ、項目・金額ともに全くの同額で作成されている。

しかし、

設計した項目の全てにわたって実績金額が、契約時の金額と一致するのは不自然である。

実績報告書は、受託した業務の実施年度の実績を的確に表現したものと提出させるようになると、必要に応じて立入検査等を実施して、委託した業務の処理状況を的確に把握するための指導を徹底されたい。

(3) 障害者パソコンボランティア養成・派遣業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	①障害者が、パソコン及び周辺機器の使用に際し、必要とする支援を、身近で行うパソコンボランティアを養成する。②障害者の要請に応じてパソコンボランティアを派遣する。
契約方法	1者随意契約
契約の相手	社会福祉法人山梨県障害者福祉協会
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,545,850円
担当部署	福祉保健部障害福祉課

監査の結果

委託業務の当初計画にない支出内容について、県が確認すべきもの
平成14年度より、国の補助金を受け(補助割合1/2)、この委託事業が実施されている。

平成14年度には、パソコンボランティアの養成が行われ、平成15年度には、パソコンボランティアの養成に加え、派遣が実施された。

当初、県の予定価格の積算及び受託者の見積りにおいては、パソコンボランティアの派遣回数を年間900回と見込んでいた。

しかしながら、受託者の事業実績報告によると、派遣回数の実績は、年間276回であった。また、パソコンボランティア養成講習会についても、年間5回の計画であったが、実施は4回にとどまった。その結果、ボランティア養成費及びボランティア派遣旅費が、当初見積りでは、合計2,246,000円であったものが、実績では、1,413,905円に減少している。

これに対し、見積りでは、280,000円であった備品購入費が、実績では、1,174,099円に増加している。

見積りと実績で、支出科目明細に大きな差異があるが、この備品購入費の内容については、県では、監査日(平成16年9月9日)現在、未確認であった。
県は、委託した業務が確実に実施されるよう指導とともに、業務の内容に変更が生じた場合には、県の承認を受けたうえで変更するよう指導を徹底すべきである。

(4) 児童扶養手当システム運用サポート業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	児童扶養手当電算システムに係わる①機器の貸貸及び保守、②運用サポート、③事前印刷用紙の作成、④消耗品の調達、の業務委託である。
契約方法	1者随意契約
契約の相手	あおぞら情報システム株式会社
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,160,920円
担当部署	福祉保健部児童家庭課

監査の結果

委託業務の実績について詳細な報告を受けるべきもの
委託契約書によると、四半期毎に「委託業務完了報告書」を受託者が県に対して、提出することになっている。

しかししながら、その内容は、表紙一枚の完了報告の記名押印のみである。県の担当者の話によると、委託先において、データの削除、データの抽出、プログラム修正等が行われていることであるが、実際の運用サポートの実績は把握することができない。

当委託業務の積算にあたっては、運用サポート料として、システム保守費、システム改善費を明細として積算している。

県の積算資料より抜粋

児童扶養手当システム運用サポート業務委託

運用サポート料	① システム保守費	96,500円 × 12ヶ月 = 1,158,000円
	② システム改善費	800,000円 × 1.00人月 = 800,000円
	計	1,958,000円

この運用サポート料の部分の積算にあたっては、実績を参考にすべきものであり、運用サポートの実績が確認できないならば、その予定価格は、合理的に積算しているものと認めるることはできない。

委託業務の業務量の実態に基づいて、委託費を積算すべきであり、委託業務の実績について詳細な報告を受けるべきである。

第5 より競争性を

(1) 山梨県女性労働者就業実態調査業務委託

委託の種別	調査研究委託
委託業務内容	山梨県女性労働者就業実態調査について①調査内容の作成・調査対象事務所の抽出、②調査用封筒・調査票等印刷・発送・回収、③調査結果の集計・分析、報告書の作成を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財) 山梨総合研究所
契約期間	平成15年7月15日から平成16年2月29日
契約金額	4,200,000円
担当部署	商工労働部労政雇用課

監査の結果

① より競争性のある契約方法に改善すべきもの

山梨県女性労働者就業実態調査は、県内事業所における女性の雇用の実態や女性の雇用に対する事業主及び働く女性の意識等を把握し、今後の働く女性の環境づくりを更に推進させるための基礎資料を得ることを目的とするものである（実態調査実施要領）。この調査は、昭和63年度から3年に1回の割合で実施している。

ところで、平成15年度及び平成12年度の契約についてみると、①県内唯一の地域シンクタンクである、②スタッフが地域の事情に精通している、③地域政策、社会政策等による調査研究、分析のノウハウや県内産業情勢等のデータベースを蓄積している、④本県の特質等独自の視点からの提言が期待できる、として（財）山梨総合研究所と1者随意契約を締結している。

なお、（財）山梨総合研究所は、山梨県・県内市町村及び県内民間企業が出資する団体で、平成10年4月1日に設立されている。

しかしながら、当該実態調査は、一般的な、いわゆるアンケート調査であって特別な分析等を必要とするものではなく、単にアンケート用紙の発送、回収をし、自計調査方式によるもので、あえて上記（①～④）のような理由を以って1者随意契約とすることは適正でない。

また、（財）山梨総合研究所が設立される以前は東京都、静岡県所在の4者による企画提案方式で業者選定していることからみても1者随意契約による理由に乏しいものである。

当該実態調査は、一般的なアンケート調査であることから、1者随意契約からより競争性をもたせるような契約方法に改善すべきである。

② 実態調査結果をより有効活用すべきもの

平成15年度における山梨県女性労働者就業実態調査においては、当該報告書300部を提出させている。このうち、262部については県庁内各部、女性センター等出先機関、都道府県及び民間の女性関係機関に配布されている。

しかしながら、当該調査は、昭和63年度から3年に1回実施されてきているが、調査項目ごとの時間的変化・変遷の状況等が十分に整理・把握されているとは言い難い。

長期にわたる調査である以上、時系列に整理・分析するなど実態調査結果をより有効に活用すべきである。

(2) 空調設備保守点検業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	総合教育センター空調設備の保守点検業務の委託である。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	山梨ビル代行㈱
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	5,481,000 円
担当部署	教育委員会総合教育センター
監査の結果	競争性のある契約方式とすべきもの

隨意契約とする理由として、平成 11 年度から平成 14 年度までは、山梨ビル代行㈱は総合教育センター開設以来、保守点検をしており、設備機器の隅々まで熟知していることを上げている。平成 15 年度は、総合教育センターの組織改正に伴う空調関係の改修を山梨ビル代行㈱に委託したことあげている。

これはいずれも、仕様書及び職員の業者指導の問題であり、随意契約の理由とすることができるものではない。

空調設備の保守点検業務は、特定の業者でなければできない種類の業務とは言い難い。競争性のある契約方式とすべきである。

単位：円

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託会社	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱	山梨ビル代行㈱
契約の方法	随意契約（1者）	随意契約（1者）	随意契約（1者）	随意契約（1者）	随意契約（1者）
契約金額	5,608,476	5,481,000	5,481,000	5,481,000	5,481,000

過去 5 年間の推移

(3) 文学館文学資料の撮影委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、県立文学館が年に春・秋 2 回実施する企画展に出展する作品等について、図録（2000 部、内 1400 部は配布用、600 部は販売用）に掲載する資料の写真撮影を委託するもので、平成元年文学館の開館より継続して委託している業務である。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	ナカ・アートスタジオ
契約期間	平成 15 年 5 月 29 日から平成 15 年 7 月 24 日
契約金額	3,125,230 円
担当部署	教育委員会文学館
監査の結果	より競争性のある契約方式とすべきもの

この契約は、文学館が開館した平成元年度から、同一業者による随意契約が長期間間にわたり継続している。

担当者の説明によると、撮影対象は、貴重な作品で撮影上の事故等があつてはならないため、技術・経験及び所有する器材等については高度なものが要求されること、受託者は、これらの条件に対応しうる特殊なシステムを開発した撮影器材を有し、昭和 40 年代以降、全国の著名な美術館等で美術作品の撮影業務を受託した実績があることを理由に 1 者随意契約としたとしている。

また、予定価格の算定については、撮影の構算単価は、3 者に単価を問い合わせ、一番安価であることを確認したが、見積書は徵さなかつたとしている。担当者が調査した単価（4×5 カラーポジフィルム 1 点当り）は次のとおりのことであった。

契約業者	他者 A	他者 B
6,000 円	10,000 円	15,000 円

平成 15 年度秋の委託業務の設計は、撮影 400 点、宿泊 2 人 12 泊とし、次のように契約予定価格を積算している。

撮影料	6,000 円 × 400 点	2,400,000 円
宿泊費	8,000 円 × 12 泊 × 2 名	192,000 円
交通費・諸雜費		403,000 円
消費税相当額		150,000 円

しかし、撮影単価の設定が 3 者への電話による問い合わせであること、1 者随意契約が 15 年間続いていること等を考え合わせると、契約価格の適正性、決定手順の公正性に疑問が残る。より競争性のある契約方式とすべきである。

(4) 自家用電気工作物保安管理業務委託	
委託種別	建物等管理委託
委託業務の内容	電気事業法第43条及び同法施行規則第52条による自家用電気工作物についての保安管理の業務委託。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財)関東電気保安協会
契約期間	平成15年4月1日から同16年3月31日
契約金額	3,616,500円
担当部署	警察本部会計課

監査の結果

1者随意契約の方式を見直すべきもの

従来、電気事業法によりこの保安管理の委託業者は、財団法人関東電気保安協会に限定されていたが、平成16年1月1日の電気事業法の改正で、認可業者でも可能となつた。したがって、一者随意契約にする必要はなくなり、指名競争入札方式も可能となつた。

より競争性のある契約方法とすべきである。

なお、契約書の様式が電気保安協会のものであり、これには県の所有設備についての無償使用とその注意義務規定がないので、この条項を追加している。委託契約について必要事項を記載した県の様式に改めるべきである。

(5) 高度開発センター棟の空調用設備機器保守業務委託

* 委託の概要等については、112ページを参照。

監査の結果

委託業務の随意契約を見直すべきもの

委託契約に係る随意契約理由書によると、「受託者(新日本空調株式会社甲府営業所)は当業務に関して、速やかな応急対策や部品供給がとれる県内唯一の業者である」としている。

しかしながら、受託者は、受託した業務に関して、下表のとおり業務量の約38.7%を再委託している。

再委託の状況を鑑みると、随意契約での委託契約は適当でない。契約金額の競争性、透明性を保つ意味においても、競争入札での契約にすべきである。

(表) 再委託された点検保守業務

業務実施日	設備機器名	再委託先名	業務量割合
平成15年11月11,12日	空調自動制御機器設備	A	7.4%
平成15年11月12日	軟水装置	B	8.4%
平成15年11月13日	エアーシャワー	C	4.4%
平成15年11月11日	電熱式加湿器	D	18.5%
計			38.7%

※ 業務量割合は、予定価格調書上、委託業務全体の内、当該業務の金額が占める割合である。

第6 再委託

(1) 行政情報ネットワーク機器等保守業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は県が構築した複数のネットワークのうち、行政情報ネットワークに係る機器の保守業務で、平成 11 年度に機器の導入がされ、平成 12 年度よりこれらの機器についての保守業務を委託している。
契約の方法	指名競争入札（3者）
契約の相手	（株）関電工 山梨支店
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	13,860,000 円
担当部署	企画部 情報政策課

監査の結果

① 委託業務の再委託を検討すべきもの

この業務の委託状況は、次のとおりである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
委託先業者	(株)関電工	(株)関電工	(株)関電工	(株)関電工
契約方法	随意契約	随意契約	指名競争入札・2 者	指名競争入札・3 者
契 約 額	13,628,895 円	10,793,139 円	6,667,500 円	13,860,000 円

このネットワークシステムは、平成 11 年度に（株）関電工が受注してシステム構築をしたものである。

保守業務については、平成 12、13 年度には随意契約により（株）関電工に委託し、平成 14、15 年度は指名競争入札で（株）関電工が受託業者であった。

委託契約は、一括再委託の禁止をしているが、あらかじめ県の承諾を得て、かつ、再委託先の業者名その他必要な事項を記載した文書の届出を義務付けて業務の一部再委託を認めている。

平成 12 年度から平成 15 年度まで A に再委託されているが、県は下請通知書（業者名、住所、簡易に記載された下請けの範囲及び迅速な対応が可能な為という理由が記載されたもの）を委託先から提出させているだけで、具体的な委託業務、委託金額などについての報告を受けることなく、また、再委託を承認する手続きを行っていなかった。

再委託先 A は、指名競争入札参加業者であり、県は再委託先について再委託業務の範囲、再委託金額等の情報を収集せず、委託した業務が適切に執行されるのかを検証していない。

再委託先への委託額や委託内容を十分把握検討した上で、承認手続きをとるべきである。また指名業者が業務執行能力を持ち、業務の大部分を第三者へ再委託することがないかを事前に十分検討すべきである。

② 在庫品の管理をすべきもの

機器の補修、部品交換業務で部品については、県が購入し、受託業者に預けているが、県が購入した交換部品については購入後、その管理記録が作成されておらず、在庫の実地棚卸等の確認作業も一切行っていないかった。

県が購入した交換部品については、その使用状況や在庫の状況を記録していないのは適切でない。
在庫について管理簿等に記録し、一定時期に県の担当者が現物確認をすべきである。

(2) 高度開発センター棟の空調用設備機器保守業務委託

委託の種別	建物等管理委託
契約件名	山梨県工業技術センター内、高度開発技術センター棟の空調設備機器である①チューニングユニット、②ポンプ、③空調機、④フィルタユニット、⑤送排風機、⑥軟水器、⑦加湿器、⑧エアーシャワー、⑨クリーンルームの点検・作動確認・測定・更新の業務
契約方法	1者随意契約
契約の相手	新日本空調株式会社甲府営業所
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	3,654,000 円
担当部署	商工労働部工業技術センター

監査の結果

委託契約と実態との間にずれがあるもの

平成 12 年 4 月、山梨県工業技術センター内に高度開発技術センター棟が開設され、空調用設備機器の保守については、高度開発技術センターの設計及び空調設備機器類を設置した業者である新日本空調株式会社甲府営業所に、1 年間の保証期間に引き続き、スポット対応の業務を依頼してきたが、平成 14 年度より、随意契約で業務委託を行っている。

業務委託契約書第 7 条において、受託者は、委託業務の実施を、自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託してはならない（県の承諾を得た場合、再委託を可能とする但し書きはない）と再委託の禁止を定めている。

しかしながら、点検報告書等を確認したところ、受託者は、空調設備機器等の点検保守に關し、下表の通り、計 4 社に受託業務の再委託を行っている。

県もその事実を把握していたが、指導等を行っていなかった。

県は、委託した業務について、一部でも再委託が認められる部分があるならば、それに応できる契約条項を盛り込むなどの措置を講じるべきである。

(3) 観光振興戦略策定調査委託

委託の種別	調査・研究委託
委託業務内容	観光振興戦略策定調査の委託である。
経緯	平成 11 年度に策定した「富士の国やまなし観光ビジョン」の施策をより具体的にした観光振興戦略を策定することとし、その調査を行うための単独事業である。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	（財）山梨総合研究所
契約期間	平成 15 年 7 月 29 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	5,145,000 円
担当部署	観光部観光企画課

監査の結果

再委託の手続きに疑問のあるもの

契約条項には、再委託禁止条項はない。しかし、委託業務のうちの「各種調査の分析」（1,000 千円：契約金額の 19.4%）を A に委託して処理している。

再委託に当たっては、再委託先業者に関する情報、再委託した業務が的確に処理される見込み、再委託金額等について、業務を委託した者として把握し、検討の上承認する仕組みを契約書上に明らかにし、手続きをすべきである。

業務実施日	設備機器名	再委託先名	業務量割合
平成 15 年 11 月 11,12 日	空調自動制御機器設備	A	7.4%
平成 15 年 11 月 12 日	軟水装置	B	8.4%
平成 15 年 11 月 13 日	エアーシャワー	C	4.4%
平成 15 年 11 月 11 日	電熱式加湿器	D	18.5%
計			38.7%

※ 業務量割合は、予定価格調査委託業務全体に占める当該業務の割合である。

(4) 富士山環境対策調査業務委託

委託の種別	調査・研究委託
委託業務内容	富士山環境対策調査業務の委託である。
経緯	森林環境部みどり自然課の所管業務として実施したもので、平成 16 年 4 月から観光部の所管業務とされたものである。 平成 15 年 5 月 24 日、環境省の世界自然遺産指定候補地検討会で富士山が取り上げられた。しかし、富士山の環境に関するトータルな基礎データが不足していたこと、山麓部（1～3 合目）のごみ・し尿及び人的改変状況が遺産指定の妨げになっていることなどの指摘があったことから、実態の把握が必要であるとの認識の下に行われた調査である。自然科学的な調査ではなく、社会科学的な調査である。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	(財)山梨総合研究所
契約期間	平成 15 年 7 月 18 日から平成 16 年 3 月 25 日
契約金額	5,239,633 円
所管部署	観光部観光資源課

監査の結果

再委託の扱いについて検討すべきもの

平成 15 年度に、契約方法をそれまでの 1 者随意契約から指名競争入札に切り替えたこと、印刷部数を減らしたこともあって経費削減となっている。

表 過去 5 年間の推移

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託社名	鈴サンニチ印刷	鈴サンニチ印刷	鈴サンニチ印刷	鈴サンニチ印刷	鈴サンニチ印刷
契約方法	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	1 者随意契約	指名競争入札
契約金額	8,138,000	8,138,000	8,073,000	8,073,000	6,090,000

契約書第 4 条は、「受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託することができない。」としている。しかし、製本作業部分（460 千円）について再委託を行っている。

本件業務の委託処理に当たって再委託が必要であるならば、契約上にその旨を明確にしたうえで、手続きをとらせるべきである。

しかしながら、このことは 1 者随意契約の理由「この団体でないと委託業務を処理できない」としたこととの間に矛盾が生じることになる。

1 者随意契約は、地方公共団体が行う契約方式の例外中の例外であり、理由が成り立たないものに適用するときは、契約手続きの適正性に疑問符がつくことになる。

また、再委託は、契約書に規定がなく、再委託に関する県の了解をとった形跡を認めることができない。

随意契約理由に該当しないものについては競争入札によるべきである。また、再委託を認める必要がある場合は契約条項に明確に定め、手続き的確に行うべきである。

(5) 山梨ガイドマップ改訂版作成業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	山梨ガイドマップ改訂版作成業務の委託である。
経緯	平成 14 年度までは、1 者随意契約で作成してきている。平成 15 年度は、5 者の指名競争入札で契約の相手方を決定して作成している。
契約の方法	指名競争入札（5 者）
契約の相手	鈴サンニチ印刷
契約期間	平成 16 年 3 月 12 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	6,090,000 円
担当部署	観光部観光振興課

(6) 中山間地域総合整備事業・富士北麓水源の里換地業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、平成 15 年度県営中山間地域総合整備事業・富士北麓水源の里換地計画に関する委託であり、県が定める県営換地計画等業務委託要領に基づき実施されている。業務内容は、換地業務と確定測量業務に区分され、本年度は換地業務のうち從前図調査、換地計画原案作成等の業務を実施している。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	山中湖村
契約期間	平成 15 年 10 月 7 日から平成 16 年 3 月 15 日
契約金額	3,183,000 円
担当部署	富士北麓・東部地域振興局農務部
田園居住空間整備事業（富士吉田地区）換地業務委託	
委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、平成 15 年度県営田園居住空間整備事業・富士吉田地区換地計画に関する委託であり、県が定める県営換地計画等業務委託要領に基づき平成 14 年度より実施されている。業務内容は、換地業務と確定測量業務に区分され、本年度は換地業務のうち換地計画書作成、分筆登記、換地処分、換地処分登記等の業務及び確定測量業務を実施している。
契約の方法	1 者随意契約
契約の相手	富士吉田市
契約期間	平成 15 年 8 月 21 日から平成 16 年 11 月 30 日
契約金額	15,281,000 円
担当部署	富士北麓・東部地域振興局農務部

監査の結果

① 再委託手続きを行うべきもの

業務委託契約書の第 2 条（再委託の制限）において、業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、県の承諾を得なければならないとしている。

富士吉田市・山中湖村が再委託をすることについて承諾の手続きがなされていない。再委託先との契約状況を把握するためにも、契約書のとおりの手続きを履行するよう指導を徹底すべきである。

② 委託先の選定を検討すべきもの

この業務は、県営換地計画等業務委託要領に基づき実施されている。委託先については、同要領において、市町村、土地改良区、県土地改良事業団体連合会その他事業の認める者と定めている。

この事業施行地域には土地改良区がなく、土地改良事業団体連合会が候補に挙がるが地元の権利者間の調整等を考慮し富士吉田市・山中湖村に業務委託をしたことである。

しかし、富士吉田市・山中湖村は実際の業務の執行者として県土地改良事業団体連合会を再委託先に選定し業務を再委託している。

同要領は、委託先として県土地改良事業団体連合会も挙げていることから、県は同連合会に直接委託できないか検討すべきである。地元の権利者間の調整等は、その所在する市町村に対し業務の円滑な遂行ができるよう協力要請という方法を求めることがないか検討すべきである。

(7) 松くい虫被害地調査・森林所有者調査等業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	景観保全、倒木危険防止を目的とした大月市・都留市エリアにおける松くい虫被害量特定のための調査業務であり、これに基づき平成16、17年度に防除対策を行う予定である。
委託の方法	指名競争入札（3者）
契約の相手	大月市森林組合
契約期間	平成16年1月9日から平成16年3月15日
契約金額	11,122,650円
担当部署	富士北麓・東部地域振興局大月林務環境部
監査の結果	

再委託の手続きを適正にすべきもの

測量調査業務等委託契約書第6条1項において一括再委託を禁止しており、同条3項

では委託者の承認を得た場合一部の再委託を認めている。

本調査業務委託の対象となっている大月市エリアと都留市エリア2つのエリアのうち、都留市エリアについては、指名競争入札に参加した他の森林組合に再委託されている（全体の53.8%）。

契約書2条では指示及び協議の書面主義をとっているため、再委託の承認についても書面によることが求められるところ、協議はしているとのことであったが書面に残していない。

履行期間が短く、急いでいたという事情があるにせよ、契約書記載のとおり書面による手続きを行うべきである。

(8) 行政情報ネットワーク監視業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	山梨県が構築した複数のネットワークのうちの行政情報ネットワークの監視業務で、平成14年度に、ネットワーク監視システムを4社によるプロポーザル方式により（株）カルクが受託開発、平成15年度は（株）カルクと随意契約により、システムの監視業務を委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	（株）カルク
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	36,065,733円
担当部署	企画部情報政策課
監査の結果	

再委託の承認手続きをとっていないもの

業務委託仕様書によれば、委託業務内容は、①ネットワーク機器監視業務、②サーバー監視業務、③不正アクセス検知業務としている。受託者である（株）カルクは、①及び②の業務を執行し、③の業務は再委託してAに行わせている。

契約書第8条によると、委託先が業務の一部を他の業者に再委託する場合は県の承諾を得ることとなっている。

しかし、県に対して（株）カルクからは下請先業者名、所在、委託内容、委託金額等を把握する為の書類が一切提出されていない。

県は再委託がある場合は、委託した業務が適正に履行されているか、再委託先が適切であるか、再委託金額等に問題がないか等を検討すべきで、これらの資料を提出させ検証し、その上で承認手続きをすべきである。

第7 清掃業務委託

(1) 総合女性センター館内清掃及び設備保守業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	この業務は昭和 59 年の総合女性センター開館時より、館内の清掃及びボイラー、空調設備等の保守点検の委託をしているものである。
契約の方法	指名競争入札 (3者)
契約の相手	甲府ビルサービス(株)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	7,350,000 円
担当部署	企画部男女共同参画推進センター

監査の結果

① より競争性のある契約手続きとすべきもの

平成 11 年度までは館内清掃業務と保守業務とを区分して随意契約により甲府ビルサービス（株）に委託していた。

平成 12 年度より指名競争入札により委託業者を選定しているが、落札業者は平成 15 年度まで甲府ビルサービス（株）である。過去 4 年間の指名参加業者は、甲府ビルサービスを含む 3 者である。

県財務規則第 135 条第 1 項によれば、「契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 5 人以上の入札者を指定しなければならない。」と規定している。

県が委託している他の清掃・保守委託では、同様の委託業務を 5 者から 6 者により競争入札している。指名参加業者の数が 4 年間とも 3 者であることは適正でない。

指名業者数を増やすなどしてより競争性のある契約手続きとすべきである。

② 予定価格の積算を適切に行うべきもの

予定価格は、前年度以前の委託業者（すべて甲府ビルサービス）の見積額を参照して算定されている。

清掃・設備保守という県内の他の部門には多くの委託実績がありながら、そこから得られるはずの人工等の情報を生かすことができないまま積算の根拠がないとして、前年度の受託業者の見積のみを参照して、積算すること繰り返してきている。

業務委託に当たっての設計・積算のよりどころとなる基準を策定すべきである。

特に日常清掃業務、定期清掃業務に関しては、同様の業務の委託額積算が県内の多くの部門で行われている。これらと比較すると、設計項目、積算基準で共通性が高いと考えられることから、清掃業務の積算が一定の単価基準で策定できるよう改善す

べきである。
落札価格の状況は次のとおりである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
予定価格	7,371,000 円	7,455,000 円	7,603,050 円	7,455,000 円
契約価格	7,371,000 円	7,455,000 円	7,455,000 円	7,350,000 円

(2) 女子短期大学清掃業務委託	
委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	山梨県立女子短期大学の①日常清掃－玄関、トイレ、図書館等の清掃（毎日～週1回）、②教室清掃－教室の清掃（月4回程度）、③特殊清掃－ワックスがけ、ジーハンクリーニング（年1～3回）の業務
契約方法	指名競争入札（5者）
契約の相手	甲府ビルサービス株式会社
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,981,600円
担当部署	総務部女子短期大学
監査の結果	

指名競争入札の透明性を図るべきもの

当委託業務について、直近5年間の契約内容を調べてみると、いずれも5者による指名競争入札が実施されているが、すべて甲府ビルサービス株式会社が落札しており、5年間の入札結果と落札率は下表のとおりである。

落札業者以外は、いずれも前年度の契約額を超えた入札金額となっている。前年度以前の入札結果等を参考にすれば妥当な価格は求められるはずであることから、この入札結果は不自然であるといわざるを得ない。

指名業者の拡大、指名業者の入替等を行い競争入札の透明性を図るべきである。

（表）直近5年間の入札結果
(単位：円)

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
予定価格 (除消費税)	3,960,418	3,833,866	3,833,866	3,833,866	3,900,000

甲府ビルサービス（株）	3,796,800	3,796,800	3,792,000	3,792,000	3,792,000
K S	4,185,000	4,440,000	4,200,000	4,320,000	4,140,000
T B S	4,200,000	4,200,000	3,960,000	4,140,000	3,936,000
Y B D	4,170,000	4,224,000	—	—	—
Y F B	4,228,000	4,500,000	—	—	4,280,000
B C Y	—	—	4,020,000	4,020,000	—
A S S	—	—	4,080,000	4,260,000	4,080,000
落札率	95.9%	99.0%	98.9%	98.9%	97.2%

(3) 清掃業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	総合教育センター庁舎等の清掃業務委託である。
契約の方法	指名競争入札（5者）
契約の相手	秋山商事（株）甲府支店
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,591,000円
担当部署	教育委員会総合教育センター
監査の結果	

① より競争性のある契約方法とすべきもの

そこで、各年度の指名業者について聞いたところ、指名された5者は、過去5年間、秋山商事（株）甲府支店を含めて全て同じ業者である。

このことは、競争が5者に限られてしまっている実態を示すものであり、指名競争入札に期待されている競争性を確保する観点からは望ましい現象ではない。

より競争性のある契約方式とするよう指名業者の入れ替えを行うなど、工夫すべきである。

表 過去5年間の予定価格等
単位：円

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託会社	秋山商事（株）	秋山商事（株）	秋山商事（株）	秋山商事（株）	秋山商事（株）
契約の方式	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
予定価格	3,470,775	3,331965	3,570,000	3,610,202	3,610,203
契約金額	3,465,000	3,328,500	3,465,000	3,486,000	3,591,000
落札率（%）	99.8	99.9	97.1	99.5	99.5

② 予定価格の積算に工夫が求められるもの

予定価格調書によると、積算した予定価格（6,367,200円）から、予算上の制約を理由に値引き率と称して46%を減額した額（3,438,288円）に消費税相当額（171,914円）を加えた額（3,610,202円）を積算額としている。

過去5年間の落札額が300万円台で推移していることから、予定価格の積算に不合理があると思われる。
清掃業務委託については、委託業務単位・単価等過去の実績から入手できるデータの蓄積はあるはずである。それらを参考にした適切な積算とすべきである。

(4) 山梨県立美術館清掃業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	この業務は、県立美術館の館内清掃業務を委託するもので、昭和53年より甲府ビルサービス(株)へ業務を委託している。
契約の方法	指名競争入札（5者）
契約の相手	甲府ビルサービス(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	12,033,000円
担当部署	教育委員会美術館

監査の結果

指名業者の入れ替え等により競争性を高めるべきもの

昭和53年度より平成11年度まで随意契約により委託していたが、競争性を高めるため、平成12年度より5者から6者を指名し競争入札とした。

しかし、落札業者は、随意契約していた業者と同一であり、指名競争入札のメリットがあまり發揮されておらず、落札率も高い。

指名業者の拡大、指名業者の入れ替え等を行い、実質的な競争性のある契約とすべきである。

過去5間の契約状況は次のとおりである。

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
契約方法	随意契約	5者指名競争	5者指名競争	6者指名競争	5者指名競争
予定価格	14,491,000円	14,491,000円	14,491,000円	14,862,000円	12,275,000円
契約額	14,439,000円	14,427,000円	14,427,000円	14,427,000円	12,033,000円
契約率	99%	99%	99%	97%	98%

(注) 平成15年度は館内増改築のため、清掃日数の減少で減額となっている。

(5) 本館及び構内清掃業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	県庁本館及び構内における清掃業務を行う。
契約の方法	指名競争入札（7者）
契約の相手	太平サービス（株）甲府支店
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	15,750,000円
担当部署	総務部管財課

別館ほか清掃業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	別館・北別館・第2南別館・警察別館・県民会館における清掃業務を行う。
契約の方法	指名競争入札（7者）
契約の相手	甲府ビルサービス（株）
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	11,844,000円
担当部署	総務部管財課

県民情報プラザ清掃業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	県民情報センターにおける清掃業務を行う。
契約の方法	指名競争入札（7者）
契約の相手	（株）アセヒ総合サービス
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,875,000円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

委託契約における人件費等経費積算に当たり統一的な基準を設けるべきもの

県庁本館及び各事務所は、清掃委託契約により庁舎清掃業務を行っているが、その経費の積算内容のうち、日常清掃分の経費積算についてみると、下表のとおり、事務所等において人件費の基礎額等まちまちである。

清掃委託契約における日常清掃は、庁舎に常駐して、定期清掃（機械器具を使用して行う。）以外的一般的に比較的軽易な日常の清掃を行うもので、場所は違っても同質の業務であることから人件費の算出基礎に大きな差が生じることはないにもかかわらず、1月当たり人件費で、最大76,000円も相違があることは適正な積算とはいえない。

また、人件費の基礎額の他に消耗品費等物件費、諸経費等の加算の有無、諸経費等率の違いなどがあり、その取扱いに統一性を欠いているのは妥当でない。委託契約における人件費等経費積算に当たっては、人件費基礎額及び諸経費等の取扱いの相違によって積算金額が大きく変動することから、財政担当（予算担当）局等より職種別人件費基準を示すとともに諸経費等の適用について全局的に整合性をもたせるよう、委託契約の経費積算について統一的基準を設けるべきである。

(表) 事業所における清掃委託契約の日常清掃分の経費積算調べ（平成 15 年度）

(単位：円、人)

事業所等	人件費 (1人月額)	人 数	年額	諸経費等	備考
福祉プラザ	120,000	2	2,880,000	なし	
産業技術短期大学	146,500	2	3,516,000	なし	
看護大学	141,400	2	3,393,600	10%	
富士吉田合同庁舎	154,000	2	3,696,000	なし	消耗品費 20,000/月
工業技術センター	主任 196,000 その他 168,000	1 2.8	7,996,800	7.08% 50,000 償却費 15,000/月	消耗品費 25,000/月
県庁本館	143,997	4.33	7,482,070	業務管理費 8% 物件費 一般管理費 10% (直接人件費 5%)	(日額 6,645 × 21.67 日/月)

(注 1) 清掃委託契約は、日常清掃と定期清掃とに区分されるが、うち日常清掃の人件費積算である。

(注 2) 県庁本館については日常清掃と定期清掃とは明確に区分されて積算はされていないので年額は推定である。また、一般管理費等は割合のみを表示した。

(6) 富士吉田合同庁舎清掃委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	富士吉田合同庁舎における日常清掃及び特別（床面、窓ガラス）清掃業務を行う。
契約の方法	指名競争入札（7 者）
契約の相手	（有）クリーン・ワールド
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	5,871,600 円
担当部署	富士北麓・東部地域振興局健康福祉部吉田保健所

監査の結果

委託契約における定期清掃経費の積算に当たり統一的な基準を設けるべきもの。県庁本館及び各事業所は、清掃委託契約により庁舎清掃業務を行っているが、そのうちの定期清掃の積算についてみると、下表のとおり、事務所等において定期清掃の積算方法で日常清掃と同じように人件費を中心に積算しているもの、あるいは面積（1 m²当たり）単価を採用しているもの、などまちまちである。また、その単価及び回数も必ずしも同一ではない。

しかしながら、定期清掃の回数、面積単価の積算に大きな額の相違があること及び面積単価には「建設物価」などでは通常諸経費は含まれているとされているにもかかわらず諸経費等が二重に含まれていることなど取扱いに統一性を欠いているのは適切でない。委託契約における定期清掃経費の積算に当たっては、面積単価そのものの相違、またその後の諸経費等の取扱いの相違によって積算金額が大きく変動することから、財政当局等が定期清掃の積算基準を示すなど全局的に整合性をもたせるように、委託契約の経費積算について統一的基準を設けるべきである。

(表) 定期清掃分の経費積算調べ (平成 15 年度)

(単位: 円、回)

事務所等	床清掃	カーペット清掃	窓ガラス清掃	備考
	1 m ² 当たり単価	1 m ² 当たり単価	1 m ² 当たり単価	
産業技術短期大学	160	1	450	1
富士吉田合同会社	170	4	300	2
福祉プラザ	120	3	300	3
看護大学				
本庁本館及び構内				
(注1)				
(注2)				

(注1) 看護大学の床、カーペットの清掃単価については定期清掃経費として人件費を計上して積算しているが、単純計算すると1 m²当たり146.5円(1,965,920円/13,422 m²)である。

(注2) 本庁本館及び構内の床、カーペットについては人件費を計上して積算されているが、日常清掃と定期清掃とは区分されていない。なお、県民情報プラザ、別館ほかの清掃においても本庁本館及び構内と同様な積算が行われている。

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	工業技術センターにおいて日常清掃及び定期清掃業務を行う。
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	(株)アサヒ総合サービス
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	10,332,000 円
担当部署	商工労働部工業技術センター

監査の結果

定期清掃積算において面積等を算定基礎とすべきもの

センター清掃管理業務委託契約における定期清掃は、床面清掃とガラス清掃がある。当該清掃業務仕様書によると、その清掃回数は年1回であり、その清掃箇所及び清掃内容は、次のとおりであるが、清掃対象箇所の表示はあっても清掃対象面積の表示はない。

種類	清掃箇所	清掃内容
床面清掃	・職員室(管理棟 1F・3F デザイン棟 1F) ・廊下(管理棟 1F~6F) ・ホール(高度棟 1F) ・トイレ(管理・デザイン・高度棟)	ひどい時は洗剤等を使用する。 ・床面を水モップで拭き、洗剤及び水分を拭き取る。 ・汚れのひどい時は製離剤を用いて洗浄する。適正ワックスを塗布する。
ガラス清掃	・所長室・副所長室(管理棟 2F)、 ・職員室(高度棟 1F) ・管理棟 1F ロビー	・適正洗剤を用い、シャンプークリーニングをする。 ・フロアマシンで水洗いをする。
	・内外の窓ガラス及び窓枠を適正洗剤で汚れを除き、ウインドウサイジングで水切り仕上げる。	

しかしながら、このように面積表示がないまま積算されているが、その積算では床清掃及びガラス清掃の区分もなく、床清掃においても清掃内容による清掃区分をしないまま一律に定額(780,000円)で積算されているのは適切でない。なお、この積算金額は平成13年度以降同額で変動はない。

清掃委託経費の積算に当たっては、人件費の算定根拠とともに清掃面積は清掃業務量の算定基礎となるものである。実質的な競争性確保の観点からも清掃面積を仕様書及び積算書(設計書)において明確に表示すべきである。

(8) 山梨県立文学館清掃委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	この業務は、山梨県立文学館の館内清掃業務を委託するもので、平成元年度より委託している。
契約の方法	指名競争入札 (6者)
契約の相手	甲府ビルサービス(株)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	14,238,000 円
担当部署	教育委員会文学館

監査の結果

予定価格の積算方法を検討すべきもの

平成元年から平成 11 年度までは、随意契約により甲府ビルサービス(株)に委託し、平成 12 年度からは指名競争入札によっている。契約状況は次のとおりである。

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
契約方式	随意契約	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
業者名	甲府ビル S				
予定価格	14,600,000 円	13,629,000 円	14,626,500 円	14,626,500 円	14,520,000 円
契約額	14,515,000 円	13,363,350 円	14,515,200 円	14,515,200 円	14,238,000 円
落札率	99.4%	98.05%	99.92%	99.92%	98.05%

落札業者は、何れの年度も甲府ビルサービス(株)であり、落札率は 98~99% と高い率である。

予定価格の積算は、業務を日常業務と定期清掃業務とに区分し、各清掃箇所について 1 m²当たりの単価を設定し、これに清掃面積を乗じて算出しているが、単価の根拠に関する資料は明記されていない。

日常清掃	本館及び茶室	1 m ² 当り	163 円
定期清掃	床ワックス	"	101 円
	ジャーナン清掃	"	253 円
	ガラス清掃	"	163 円

また、県は、他の施設で同様の清掃委託を実施しているが、その中で委託先業者が同一であるものが数ヶ所ある。

その積算の考え方をみると、県行政職人件費を基準に積算しているもの、過去の業者見積額を基準に積算しているもの、積算資料で清掃員人件費単価を基準に積算しているものと異なる方法によっている。

積算方法の共通性を検討し、適正な積算方法による予定価格の算出をすべきである。

第 8 システム開発委託

(1) 公共事業等事前評価システム開発調査業務委託

委託の種別	調査研究委託
委託業務の内容	公共事業等事前評価システムに関する開発調査業務の委託である。
経緯	平成 15 年 6 月に㈱UFJ 総合研究所大阪本社に委託して実施した「公共事業等事前評価システム基礎調査」をもとに、平成 15 年度の単年度事業として開発調査を委託したものである。
契約の方法	I 者随意契約
契約の相手	㈱UFJ 総合研究所大阪本社
契約期間	平成 15 年 8 月 4 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	6,930,000 円
担当部署	企画部新行政システム課

監査の結果

予定価格の積算方法を検討すべきもの

平成 15 年度に、この業務委託に先行して実施した「公共事業等事前評価システム基礎調査業務委託」(平成 15 年 6 月 23 日から同年 7 月 31 日) の業者選定は、企画提案方式によって 3 者参加で行われ、㈱UFJ 総合研究所大阪本社に決定した。

「開発調査」は、「基礎調査」の結果を用いる必要があるため、同調査のデータ等を保有している㈱UFJ 総合研究所が調査を行うことが適当であるとし、また、基礎調査業務委託の業者選定に当たって基礎調査後に必要な調査内容、方法等を併せて聽取したこところ、同社が提案した内容は開発調査業務と合致していることを理由として随意契約としている。

同一年度内の事業として「基礎調査」と「開発調査」を行うのであれば、予算措置上の事情があつたにしても、「基礎調査」と「開発調査」を一体とした業務委託として設計・積算し、競争性のある契約方式を採用すべきである。